

# I 幼稚園等新規採用教員研修実施要項

## 1 目的

この新規採用教員研修は、市（名古屋市を除く。以下同じ）町立幼稚園、市町立幼稚園型認定こども園（以下「公立幼稚園」という）、市町村立幼保連携型認定こども園（以下「公立幼保連携型認定こども園」という）（以下「公立幼稚園等」という）の新規採用教員に対して、教育公務員特例法附則第5条の規定に基づき、公立幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職教育の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という）にあつては、教育職員養成審議会答申（昭和62年12月18日）を踏まえ、新規採用教員に対して、この目的に準じて研修を行うこととする。

## 2 対象教員

(1) 新規採用教員研修の対象となる新規採用教員（以下「新任教員」という）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア 公立幼稚園等の新任教員

イ 私立幼稚園等の新任教員

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

ア 臨時的に任用された者

イ 教諭、保育教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者に限る）として国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く）において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

(2) 公立幼稚園等及び私立幼稚園等（以下「幼稚園等」という）の設置者は、その所管する幼稚園等の新任教員について年間研修実施計画に従い、新規採用教員研修を受けさせるものとする。

## 3 研修内容

新規採用教員研修の内容は、次のとおりとする。

(1) 公立幼稚園等の新任教員は、園外において教育センター等における研修を9日間（宿泊研修を含む）受けるものとする。

(2) 公立幼稚園の新任教員は、園内において、研修指導員の指導及び助言による研修を10日間受けるものとする。

(3) 公立幼保連携型認定こども園の新任教員は、園内において、研修インストラクターの指導及び助言による研修を10日間受けるものとする。

(4) 私立幼稚園等の新任教員は、園外における研修及び園内において園長等の指導及び助言による研修を受けるものとする。

## 4 研修指導員及び研修インストラクター（以下「研修指導員等」という）

(1) 愛知県教育委員会は、研修指導員を非常勤講師として採用し、市町教育委員会の要請に応じて公

立幼稚園へ派遣するものとする。

- (2) 研修インストラクターは、愛知県福祉局子育て支援課が実施する研修を受講するものとする。
- (3) 研修指導員等は、園内研修において新任教員に対し指導及び助言を行うものとする。
- (4) 研修指導員等の身分及び給与その他の勤務条件は、別に定める。

## 5 年間研修計画

- (1) 愛知県教育委員会は、愛知県福祉局子育て支援課及び愛知県県民文化局学事振興課私学振興室と協議の上、年間19日間の年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、「3 研修内容」に定める事項のほか、園外における研修及び園内における研修に関する項目及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 幼稚園等の設置者は、愛知県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して所管する幼稚園等における年間研修実施計画を作成するものとする。
- (4) 幼稚園等においては、幼稚園等新規採用教員研修として行われる研修のほか当該園長等の教員による指導等を行い、新任教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるように配慮するものとする。

## 6 年間指導計画

園長は、年間研修実施計画に基づき、教職員組織や園内の状況等に配慮し、当該園における年間指導計画を作成するものとする。

この場合、園外における研修との関連に配慮して、園内における指導及び助言による研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとし、研修日は、あらかじめ年間指導計画に組み入れるものとする。

この場合、新任教員に対して保育実践に関わる指導が十分に行われるよう配慮するものとする。

## 7 公立幼稚園等における研修指導員等を中心とする園内体制

- (1) 公立幼稚園等における研修指導員等は園長の指導の下に、年間指導計画に従い、新任教員に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 園長は、年間指導計画に従い、研修内容に応じて、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。
- (3) 園長以外の教員は、園長の指導の下に年間指導計画に従い、研修指導員等と連携しつつ、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。
- (4) 研修指導員等は、園長及び教員による新任教員に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。
- (5) 園長は、研修指導員等を援助するため、園全体としての協同的な体制を確立するものとする。

## 8 私立幼稚園等における園長等を中心とする園内体制

- (1) 私立幼稚園等における園長は、年間指導計画に従い、研修内容に応じて、新任教員に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 園長以外の教員は、園長の指導の下に年間指導計画に従い、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。

9 年間指導計画書及び年間指導報告書、園外研修実施報告書の提出

- (1) 園長は、当該園における年間指導計画書及び年間指導報告書、園外研修実施報告書を、公立幼稚園にあっては、所管の市町教育委員会へ、公立幼保連携型認定こども園にあっては、所管の市町村長部局へ、私立幼稚園等にあっては、当該園の設置者へ、それぞれ提出するものとする。
- (2) 前項により提出された年間指導計画書及び年間指導報告書、園外研修実施報告書を、市町教育委員会・市町村長部局・私立幼保連携型認定こども園の設置者にあっては愛知県教育委員会へ、私立幼稚園等の設置者にあっては、愛知県民文化局学事振興課私学振興室へ提出するものとする。

附 則

この要項は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

## Ⅱ 幼稚園等新規採用教員研修「年間研修計画」

### 1 ねらい

幼稚園等の新規採用教員に対して、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

### 2 年間研修項目

研修領域	園外研修項目	園内研修項目
① 基礎的素養	a. 公教育と使命 b. 教員の服務と心構え c. 教職観 d. 幼児教育の基本 e. 幼児教育において育みたい資質・能力 f. 人権教育 g. 小学校教育との接続 h. 特別な配慮を必要とする幼児への指導 i. 園における危機管理 j. 体験的研修 k. 自己成長	・ 公務員の服務 ・ 幼児教育の目標・教育方針 ・ 地域の理解と活用 ・ 健康安全指導
② 教育課程	l. 教育課程、教育及び保育内容に関する全体的な計画の役割と編成 m. 指導計画の作成 n. 環境を通して行う教育 o. 保育参観と研究保育 p. 園具、教具、視聴覚教材等の活用	・ 教育要領、教育・保育要領の理解 ・ 教育課程、教育及び保育内容に関する全体的な計画の理解 ・ 週案・日案の作成 ・ 環境の構成の考え方 ・ 指導の実際（登降園時の指導） ・ 指導の実際（園具・遊具等の工夫） ・ 指導の実際（遊びや生活の仕方） ・ 保育の展開と反省・評価 ・ 教育時間終了後等に行う教育活動 ・ 子育ての支援
③ 学級経営	q. 学級経営の意義 r. 家庭や地域社会との連携	・ 学級経営の進め方 ・ 学級事務の進め方 ・ 保護者理解と家庭との連携 ・ 行事の考え方と取組
④ 幼児理解	s. 幼児の発達を理解 t. 幼児理解に基づいた評価	・ 幼児理解と教員の関わり方 ・ 特別な配慮を必要とする幼児の理解と教員の援助 ・ 指導の実際（幼児理解と教員の関わり方） ・ 記録の取り方と評価の考え方

※領域は文部科学省の幼稚園新規採用教員研修に関する文部省モデル（平成16年3月）に基づいて記載。

### 3 園外研修の年間研修計画モデル

回	実施時期	領域・項目	研修概要
1	4月下旬	①・a	「教育公務員としての自覚」
		①・b	「教職員としての生き方」
		①・b	「社会人としてのマナー」
		①・c	「期待される教員になるために」
2	7月上旬～8月上旬	①・d	「幼稚園等における教育の基本」
		①・e	「幼稚園等の教育において育みたい資質・能力」
		②・n	「遊びの捉え方と環境の構成」
		①・j	宿泊研修オリエンテーション
3	7月下旬～8月上旬	②・l・m	「教育課程等と指導計画」
		③・q	「学級経営の基本」
		④・s・t	「幼児の発達の理解と幼児理解に基づいた評価」
		②・p	「体を動かすことを楽しむ遊びや表現活動」
4	7月下旬～8月上旬	②・p	「自然物を使っての遊びや制作」
		②・p	「視聴覚教材の活用」
5 6	8月中	②・p	「保育に生かせる遊び①」
		①・j	「スタンプ練習」 「ファイアのつどい」
		①・f	「教室から広がるSDGs」
		①・j	「人間関係づくりのグループワーク」
		①・j	「ダンスゲーム教室」
7	8月中	①・i	「園における危機管理」
		①・f	「人権教育について」
		①・c	「魅力ある教員を目指して」
		②・p	「保育に生かせる遊び②」
8	10月下旬	②・o	「保育参観」
		①・g	「授業参観」
		②・o	「保育内容や方法」「環境の構成」「教員の援助」
9	2月上旬	①・h	「特別な配慮を必要とする幼児の理解」
		①・g	「小学校教育との接続」
		③・r	「家庭との連携」
		①・k	新規採用教員研修の総括「1年間を振り返って」
		①・k	「1年間を振り返って」発表
		①・k	「今後の成長を願って」

※領域・項目の欄は、2「年間研修項目」表内の記号を示す。

#### 4 園内研修の年間研修計画モデル

回数	実施時期	領域	研修項目	研修時間数
1	5月下旬	①	幼稚園教育の目標・教育方針	5時間以上
		①	教員の服務	
		②	週案・日案の作成	
2	6月	③	学級経営の進め方	5時間以上
		②	指導の実際（登降園時の指導）	
3	7月	④	幼児理解と教員の関わり方	5時間以上
		②	指導の実際（園具・遊具等の工夫）	
4	9月	②	教育要領・教育課程の理解	5時間以上
		①	健康安全指導・園舎内外の安全指導	
5	10月	③	行事の考え方と取組	5時間以上
		④	特別な配慮を必要とする幼児の理解と教員の援助	
6	11月	③	学級事務の進め方	5時間以上
		②	指導の実際（遊びや生活の仕方）	
7	12月	①	地域の理解と活用	5時間以上
		②	指導の実際（遊びや生活の工夫）	
8	1月上旬	②	環境の構成と考え方	5時間以上
		③	指導の実際（保護者への関わり方）	
9	1月下旬	③	保護者の理解と家庭との連携	5時間以上
		②	指導の実際（保育の展開と反省・評価）	
10	2月	④	記録の取り方と評価の考え方	5時間以上
		④	指導要録記入の観点	

※園内研修の年間研修計画モデルの利用に当たっての留意事項

- ・園内研修の年間指導計画作成に当たっては、保育指導が十分行えるように配慮する。
- ・研修項目については、例示してある項目を組み合わせたり、必要に応じて加除したりするなど、新任教員や園あるいは地域の実情に応じて工夫する。
- ・研修項目の実施時期については、例示してある実施時期にとらわれることなく研修の適時性を重視する。
- ・研修項目を実施するに当たっての所要時間は、それぞれの内容に応じて適切に設定する。
- ・研修効果を高めるため、園外研修の内容との関連を図れるように研修を計画する。